

## 貿易の円滑化

国際物流の飛躍的な増加等を背景に、貿易のセキュリティの確保と円滑化を両立させることが国際物流における大きな課題となっています。このため、税関では、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関手続の簡素化等のベネフィットを与えるAEO制度の実施に努めています。また、国際的にも、AEO制度を実施している国との間で、AEOを相互に承認し、二国間の安全かつ円滑な貿易を実現するための取組を行っています。

contents

AEO制度 P24



海外のAEO制度との連携 P28



輸出入申告官署の自由化 P30



セキュリティの確保と円滑化の両立をめざして

## AEO 制度 AEO PROGRAM

近年、貿易のセキュリティの確保と円滑化を両立させることが国際物流における大きな課題となっています。財務省関税局・税関は、民間企業とのパートナーシップの構築により、国際貿易のセキュリティの確保と円滑化の両立をめざし、国際標準に則った「AEO(Authorized Economic Operator)制度」の実施に取り組んでいます。



### AEO 制度の背景

2001年9月11日、米国で発生した同時多発テロ以降、国際物流においてはセキュリティの確保と円滑化の両立が不可欠となっています。このような流れを受け、WCO(世界税関機構)において、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が承認・認定し、通関手続の簡素化等のベネフィットを与える「AEO(Authorized Economic Operator)制度」の概念を含む国際的な枠組み(「SAFE基準の枠組み」)が2005年に採択されました。続いてAEOの要件やベネフィット等について記述した「AEOガイドライン」が2006年に採択され、更に、2007年には、「SAFE基準の枠組み」に「AEOガイドライン」の内容を包含する改正が行われています。この「SAFE基準の枠組み」に従い、我が国のみなら

ず、他の多くの国々もAEO制度を導入し、あるいは導入に向けた検討を行っています。

2017年に発効したWTO(世界貿易機関)のTFA(貿易円滑化協定: Trade Facilitation Agreement)では、類似の概念であるAO(認定事業者: Authorized Operators)が導入され、加盟国によるこの措置の実施が義務付けられることとなりました。こうした国際的な流れも踏まえ、AEO制度が益々重要視され、その取組が加速化してきています。



貨物のセキュリティ管理と法令遵守(コンプライアンス)の体制が整備された事業者には、手続の簡素化、そして迅速な通関というベネフィットを。

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者をできるだけ多く確保していくことが、貿易のセキュリティの確保と物流の円滑化との両立を図る上で不可欠です。また、AEO制度では、これらが整備された事業者に対し、税関手続を簡素化する等の特例措置を設けております。



#### 対象 国際的な物流に関連するすべての事業者

- |                                              |                                                        |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 法令遵守体制   | <input checked="" type="checkbox"/> 適正な税関手続            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査     | <input checked="" type="checkbox"/> 委託先管理              |
| <input checked="" type="checkbox"/> 教育・訓練の体制 | <input checked="" type="checkbox"/> 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保 |
|                                              | <input checked="" type="checkbox"/> 税関との連絡体制、社内連絡体制等   |

## AEO制度の効果

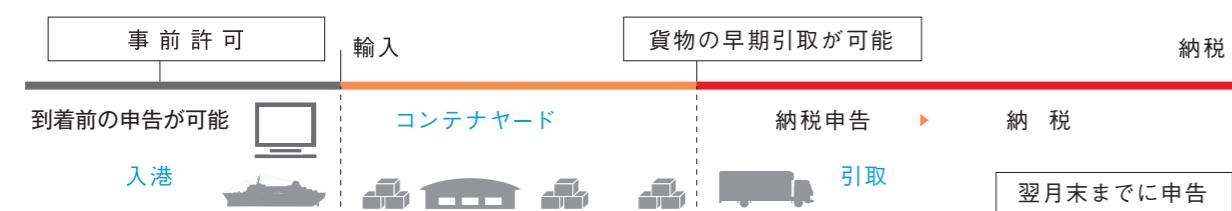
財務省関税局・税関においては、輸出者、輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者及び製造者といった貿易関係事業者を幅広く対象としたAEO制度を構築・推進し、サプライチェーンにおけるより一層のセキュリティの確保と円滑化の両立を図ることとしています。

AEO制度の承認・認定状況	
	承認・認定者数
AEO輸入者	102
AEO輸出者	228
AEO倉庫業者	151
AEO通関業者	264
AEO運送者	10

(2025年5月現在)

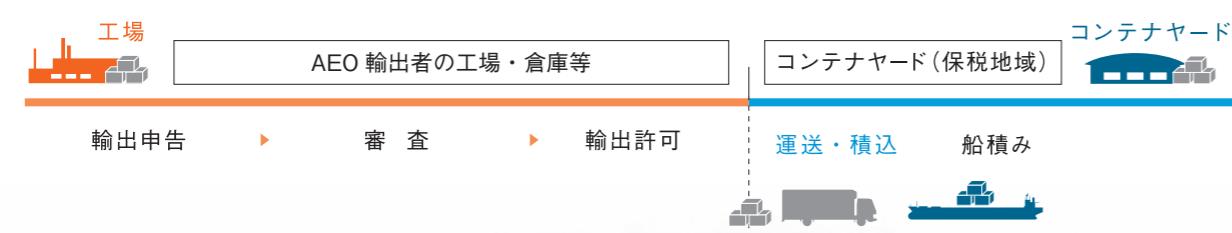
### 輸入者のAEO制度 輸入貨物の早期引取をめざして

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者(AEO輸入者)については、輸入申告時の税関による審査・検査に輸入者のセキュリティ管理とコンプライアンスが反映されるほか、貨物が国内に到着する前に輸入許可を受けることが可能となったり、貨物の引き取り後に納税申告を行うこと等が可能となります。



### 輸出者のAEO制度 工場・倉庫での輸出申告・許可

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸出者(AEO輸出者)については、貨物を保税地域に搬入することなく、自社の倉庫等で輸出申告を行い、輸出許可を受けることが可能となるほか、税関による審査・検査にも輸出者のセキュリティ管理とコンプライアンスが反映され、輸出貨物の迅速かつ円滑な船積み(積込み)が可能となります。



### 倉庫業者のAEO制度 保税蔵置場等の設置が容易になります

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された保税蔵置場等の被許可者(AEO倉庫業者)については、税関長へ届け出ることにより保税蔵置場を設置することなどが可能となるほか、当該届出蔵置場にかかる許可手数料も免除となります。



### 通関業者のAEO制度 迅速化等のニーズに対応できます

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された通関業者(AEO通関業者)については、輸入者の委託を受けた輸入貨物について貨物の引き取り後に納税申告を行うことや、輸出者の委託を受けて、特定保税運送者による運送を前提に、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、輸出許可を受けることができます。



### 運送者のAEO制度 運送手続が簡素化されます

貨物運送のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されたAEO通関業者及び国際運送貨物取扱業者は、個々の保税運送の承認が不要となるほか、特定委託輸出申告にかかる貨物について、輸出者の委託を受けて保税地域以外の場所から直接積込港等まで運送を行うことなどができます。



### 製造者のAEO制度 輸出を委託している場合でもメリットを享受できます

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された製造者(AEO製造者)は、自らが製造した貨物について、第三者を介して輸出する場合に、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い輸出許可を受けることができます。



## 世界と連携して AEO の環を広げます



### 海外の AEO 制度との連携

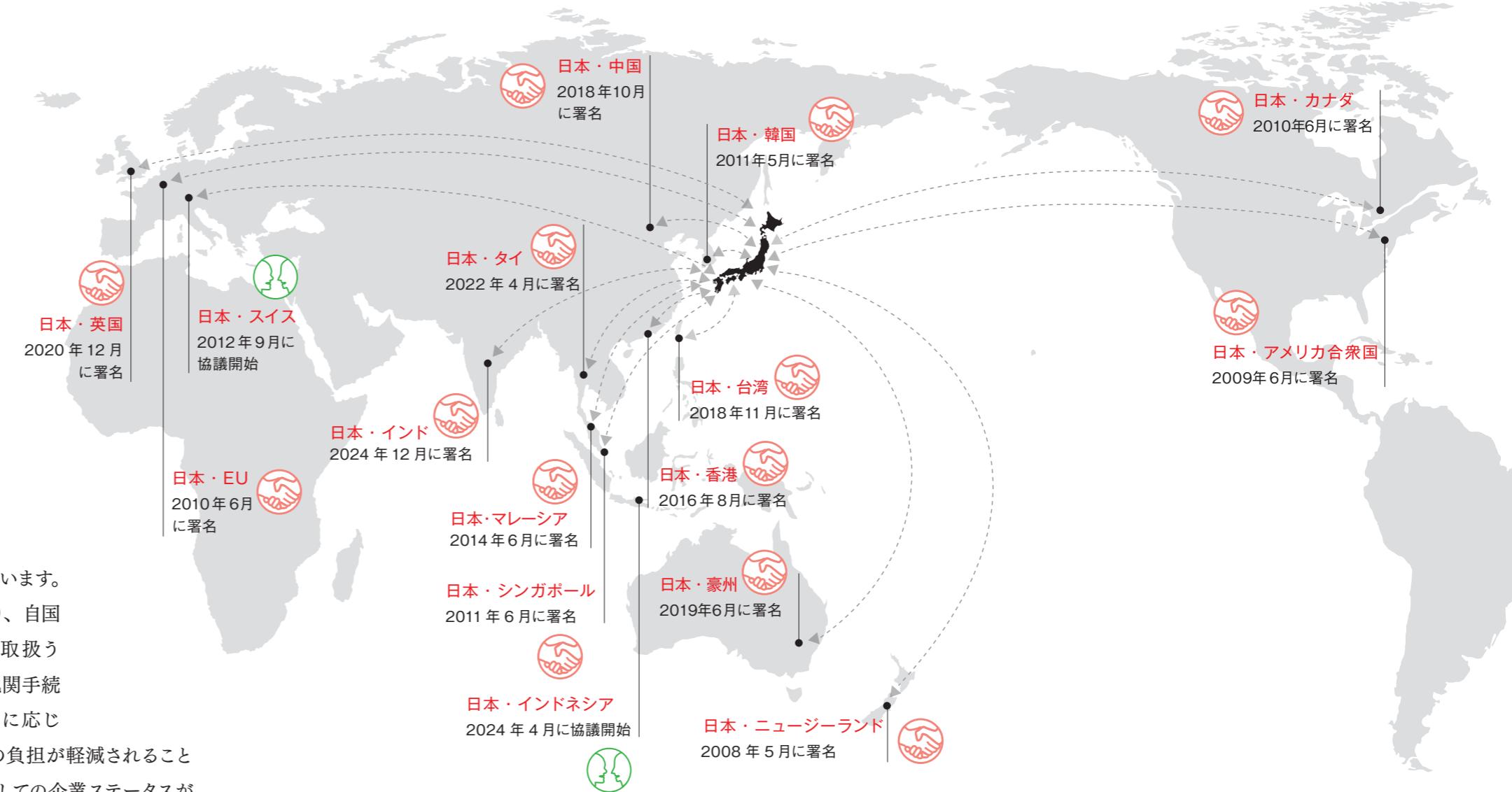
世界と日本のつながりを確たるものとする AEO 制度

WCO(世界税関機構)は、AEO 制度を実施するための技術的なガイドラインとして、税関や事業者が満たすべき要件、認定の手続、事業者に提供される便益の例などを示した「AEO ガイドライン」を2006年に採択し、SAFE 基準の枠組みへ含めました。各国の税関当局は、この国際標準に沿う形で AEO 制度の導入を進めており、現在までに、先進国・途上国を問わず、世界80以上の国・地域において AEO 制度が実施されています。

また、この WCO の国際標準を満たしている AEO 制度を導入している国・地域との間で、お互いの AEO 制度を相互に承認することにより、相互間の物流におけるセキュリティレベルを向上させつつ、国内外一貫した一層の物流円滑化を目指す“AEO 相互承認”

の取組が進められています。AEO 相互承認により、自国の AEO 輸出入者が取扱う貨物は、相手国の税関手続においても、リスクに応じて書類審査や検査の負担が軽減されことや、AEO 輸出入者としての企業ステータスが国際的に認知されるなど、プラス効果が得られることとなります。

安全かつ円滑な国際貿易の拡大のため、WCO も AEO 相互承認を推奨しており、現在、世界で100以上の相互承認が実施されています。我が国も、米国、EU、中国などを含む14の国・地域との間で相互承認を締結しています。



AEO 相互承認の状況  
(2025年5月現在)



2022年4月 日タイ AEO 相互承認署名



2024年12月 日インド AEO 相互承認署名



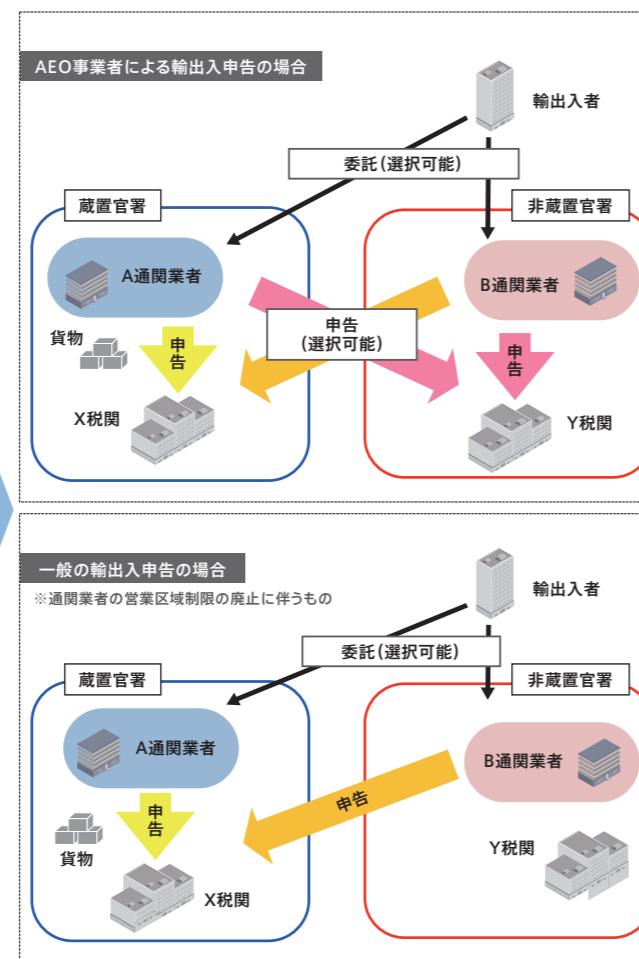
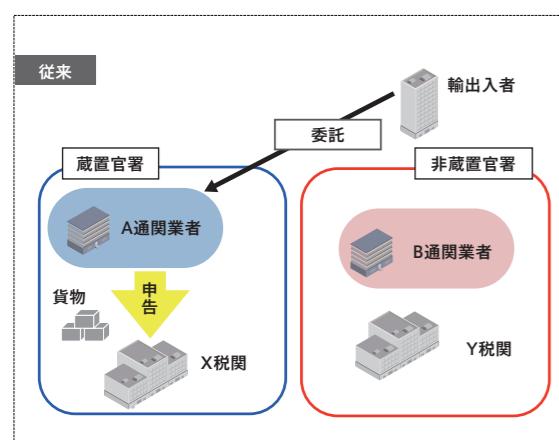
## 輸出入申告官署の自由化

貨物の輸出入申告は、通関の適正性を確保するとともに、効果的・効率的な審査・検査を確保するため、原則として蔵置官署（貨物が置かれている保税地域等を所轄する税関官署）に対して行うこととされています。他方、貨物の場所に関わらず、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能とすれば、関連事業者の事務の効率化やコスト削減を図ることが可能となり、貿易円滑化に資することとなります。

このため、平成29年10月8日以降、蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつ

つ、AEO輸出入者及びAEO通関業者については、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことができるようになりました。

また、輸出入申告の多くは、税関長の許可を受けた通関業者が輸出入者を代理して行っています。申告官署の自由化に伴い、通関業者の営業区域を各税関の管轄区域内に制限する規定を廃止するなど、通関業制度について必要な見直しを行いました。



## IT化による利便性の向上

社会、経済の国際化とともに増え続ける輸出入貨物。

国際物流の流れに即した手続の改善、IT化を一層推進することにより、更なる利便性の向上に取り組んでいます。

contents

通関手続等の迅速化 P32

シングルウインドウ P35

垣根を超えるシステム P36

4  
chapter  
customs  
guidelines

